

財審「平成31年度予算の編成等に関する建議」における記述	平成31年度予算等への反映状況
<p>1. 社会保障</p>	
<p>【総論】</p> <p>○ 社会保障関係費の伸びを「高齢化による増加分に相当する水準におさめる」という方針の下、(略) これまでと同様、改革を実現していく必要がある。</p> <p>○ 「今後の社会保障改革の実施について」(略)に基づき、世代間の公平の観点から、低所得の後期高齢者の保険料(均等割)に係る軽減特例(予算措置)について見直しを実施するべきである。</p>	<p>○ 社会保障関係費の実質的な伸びは、実勢価格の動向を反映した薬価改定や、これまでに決定した制度改革(介護保険料の総報酬割の拡大等)などの歳出抑制努力を積み重ねた結果として、対前年度+4,774億円。「高齢化による増加分(31年度:4,800億円程度)におさめる」という方針に沿うものとなっている。</p> <p>(注) これまでも、社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分に相当する伸びにおさめる」という方針の下、「経済・財政再生計画」における「目安」を3年連続(2016~2018年度)で達成してきたところ。</p> <p>○ 低所得の後期高齢者の保険料(均等割)に係る軽減特例について、2019年10月から廃止し、該当する後期高齢者の保険料を法定の▲7割軽減に戻すこととした。ただし、現行の▲8.5割軽減が適用される者に対しては、2019年10月から1年間に限り、特例的に補填を行うこととしている。</p>
<p>【医療～制度の持続可能性を踏まえた社会保障給付範囲～】</p> <p>○ 安全性・有効性に加え、経済性の面からの評価も踏まえた上で、新たな医薬品・医療技術については、保険収載の可否も含め公的保険での対応の在り方を決める仕組みとしていくべきである。(略)「保険外併用療養制度」により柔軟に対応するか否かの検討も行うべきである。</p> <p>○ 薬剤の自己負担の引上げについて、(略)市販品と医療用医薬品とのバランス、リスクに応じた自己負担の観点等を踏まえ、速やかに具体的内容を検討し、実施すべきである。</p>	<p>○ 「改革工程表2018」において、「医薬品や医療技術の保険収載の判断等に当たり費用対効果や財政影響などの経済性評価を活用し、保険対象外の医薬品等に係る保険外併用療養を柔軟に活用・拡大することについて、早期に改革が具体化されるよう関係審議会等において検討」とされている。</p> <p>○ 「改革工程表2018」において、「諸外国の薬剤自己負担の仕組み(薬剤の種類に応じた保険償還率や一定額までの全額自己負担など)も参考としつつ、市販品と医療用医薬品との間の価格のバランス等の観点から、引き続き関係審議会において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。」とされている。</p>

<p>【医療～必要な保険給付の効率的な提供～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険給付に応じた保険料負担を求める本来の仕組みとする観点から、速やかに法定外一般会計繰入や繰上充用を解消し、保険財政運営の健全性を確保すべきである。 ○ 医療費適正化に向けた地域別の診療報酬の具体的に活用可能なメニューを国として示す（略）べきである。 ○ かかりつけ機能の評価の整理を行いつつ、かかりつけ医やかかりつけ薬剤師以外に外来受診等をした際の定額負担を導入すべきである。 ○ 地域における高額医療機器の効率的な活用の観点から、（略）高額医療機器の配置を適正化するための取組を行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「改革工程表 2018」において、「法定外繰入等の解消期限や公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段が盛り込まれた計画の策定を着実に推進するとともに、当該計画の策定状況・内容の公表（見える化）を実施。」とされている。 ○ 「改革工程表 2018」において、「各都道府県において、第 3 期医療費適正化計画に基づき、医療費適正化の取組を推進するとともに、毎年度 PDCA 管理を実施し、国において、高齢者の医療の確保に関する法律第 14 条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の意向を踏まえつつ、その判断に資する具体的な活用策を検討し、提示。」とされている。 ○ 「改革工程表 2018」において、「諸外国の例やかかりつけ機能の在り方を踏まえつつ、病院・診療所の機能分化・機能連携等を推進する観点から、大病院受診時の定額負担に係る対象範囲の拡大をはじめとした外来受診時等の定額負担の導入・活用について、早期に改革が具体化されるよう関係審議会等において検討。」とされている。 ○ 「改革工程表 2018」において、「2019 年度中に、都道府県において、医療計画に外来医療提供体制の確保に関する事項として、高額医療機器の新規設置や更新の際に都道府県や医療関係者の協議を経る規制の導入を含む、医療機器等の効率的な活用の促進に関する事項を盛り込む。」「2018 年度診療報酬改定による高額医療機器に係る影響を検証しつつ、2020 年度診療報酬改定に向けて必要な対応を検討。」とされている。
<p>【医療～高齢化や支え手減少を踏まえた給付と負担の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世代間の公平性や制度の持続可能性を確保する観点から、まずはできる限り速やかに 75 歳以上の後期高齢者の自己負担について 2 割に引き上げていくべきである。その際、（略）既に後期高齢者となっている者についても、数年かけて段階的に 2 割負担に引き上げるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「改革工程表 2018」において、「世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について、団塊世代が後期高齢者入りするまでに、早期に改革が具体化されるよう関係審議会等において検討。」とされている。

<p>○ 医療保険における負担の在り方全般について、(略) 所得のみならず、金融資産の保有状況も勘案して負担能力を判定するための具体的な制度設計について検討を進めていくべきである。</p> <p>○ 「現役並み」所得の判断基準について、(略) 世帯収入要件について見直しを行うとともに、現役世代の所得水準の変化も反映すべきである。</p> <p>○ 支え手の中核を担う勤労世代が減少しその負担能力が低下する中で、改革に関する国民的理解を形成する観点から保険給付率(保険料・公費負担)と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について総合的な対応を検討していくべきである。</p>	<p>○ 「改革工程表 2018」において、「高齢者医療制度について、マイナンバーの導入等の金融資産の把握に向けた取組を踏まえつつ、医療保険・介護保険制度における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について、早期に改革が具体化されるよう関係審議会等において検討。」とされている。</p> <p>○ 「改革工程表 2018」において、「年金受給者の就労が増加する中、税制において行われた諸控除の見直しも踏まえつつ、医療・介護における「現役並み所得」の判断基準の見直しについて、現役との均衡の観点から、早期に改革が具体化されるよう関係審議会等において検討。」とされている。</p> <p>○ 「改革工程表 2018」において、「支え手の中核を担う勤労世代が減少しその負担能力が低下する中で、改革に関する国民的理解を形成する観点から保険給付率(保険料・公費負担)と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について、早期に改革が具体化されるよう関係審議会等において総合的な対応を検討。」とされている。</p>
<p>【介護～制度の持続可能性を踏まえた社会保障給付範囲】</p> <p>○ 軽度者(要支援 1・2)へのサービスの地域支援事業への移行については、(略) 円滑な実施が図られるよう更なる制度改善につなげていくべきである。また、要介護 1・2 の者に対する生活援助サービス等については、(略) 第 8 期介護保険事業計画期間中の更なる地域支援事業への移行や利用者負担の在り方について具体的に検討していく必要がある。</p>	<p>○ 「改革工程表 2018」において、「軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付について、地域支援事業への移行を含めた方策について、関係審議会等において第 8 期介護保険事業計画期間に向けて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。」とされている。</p>
<p>【介護～必要な保険給付の効率的な提供】</p> <p>○ 介護サービスの経営主体の統合・再編を促す施策を講ずるべきである。</p>	<p>○ 「改革工程表 2018」において、「事業者の経営の大規模化・協働化等の取組状況等を把握し、経営の大規模化・協働化を推進するための施策について、介護サービスの種類や地域性、経営の効率性等を考慮しつつ、検討。」、「2018 年度に実施する調査研究をもとに効率的な体制構築方策をガイドラインとして取りまとめ、横展開。」、「医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、</p>

<p>○ 居宅介護支援におけるケアマネジメントに利用者負担を設け、利用者・ケアマネジャー・保険者が一体となって質の高いケアマネジメントを実現する仕組みとする必要がある。</p>	<p>運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討する。」とされている。</p> <p>○ 「改革工程表 2018」において、「介護のケアプラン作成に関する給付と負担の在り方について、関係審議会等において第 8 期介護保険事業計画期間に向けて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。」とされている。</p>
<p>【介護～高齢化や支え手減少を踏まえた給付と負担の見直し～】</p> <p>○ 在宅と施設の公平性を確保する観点から、(略) 多床室の室料相当額についても基本サービス費から除外する見直しを行うべきである。</p>	<p>○ 「改革工程表 2018」において、「介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院等の多床室の室料負担等、施設サービスの報酬等の在り方について、関係審議会等において第 8 期介護保険事業計画期間に向けて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。」とされている。</p>
<p>2. 地方財政</p>	
<p>【財政健全化】</p> <p>○ 国・地方を合わせた財政健全化目標を実現するためには、地方においても国と足並みを揃えて財政健全化に取り組んでいくことが不可欠である。</p>	<p>○ 税収見込みが増加する中、一般財源総額実質同水準ルールの下で歳出の効率化・重点化を図った結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・折半対象財源不足を平成 20 年度以来 11 年ぶりに解消 (㊸0.3 兆円) ・臨時財政対策債の発行を大幅に抑制 (㊸4.0 兆円→㊸3.3 兆円) ・交付税特会借入金の償還を増額 (㊸0.4 兆円→㊸0.5 兆円) <p>するなど、地方財政の健全化を進めた。</p>
<p>【公立病院の経営改革】</p> <p>○ 公立病院については各地方公共団体が経費の一部を負担している以上、地方財政健全化の観点からも、各病院が専門的な外部人材の活用等によりマネジメントを強化し、一層の経営改革・コスト削減に取り組むよう促していく必要がある。</p>	<p>○ 公立病院の経営効率化等のために各地方公共団体・各公立病院において策定する「新公立病院改革プラン」について、その実施状況の点検や評価等に要する経費を引き続き地方財政計画に計上。</p>
<p>【地方法人課税の偏在是正】</p> <p>○ 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すべく、本年末までにしっかりと結論を得るべきである。</p>	<p>○ 平成 31 年度税制改正大綱 (平成 30 年 12 月 21 日閣議決定) において、「都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、特</p>

別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）の創設等を行う」こととされた。

3. 文教・科学技術

【教職員定数】

- 少子化の進展に伴う自然減や平成 29 年度（2017 年度）の法改正に基づく基礎定数化を勘案した見直しによれば、定数改善を行わなくとも、児童生徒当たりの教職員数は増加することになる。また、すでに教員 1 人当たりの児童生徒数は主要先進国と比べて遜色がない。したがって、更なる定数改善が必要か否かは、定量的かつ客観的なエビデンスや PDCA サイクルの確立を大前提とすべきである。
- こうした実態や教師の勤務実態に関する様々な指摘を踏まえれば、まずは教員の業務の見直し、すなわち、
 - ・ 教育委員会等からの事務、調査の厳選と合理化、
 - ・ 部活動の回数や時間、位置づけを含めた在り方の見直し、
 - ・ 市町村費負担事務職員が活用されていない実態の見直しといったことを通じて、より効果的な時間配分が図られるよう業務の適正化を行っていくべきである。
- 今般の学習指導要領改訂に伴う英語の授業時数の増加に対しては、教科全体としてすでに学習指導要領改定後の必要授業時間数を上回る授業を行っている実態に鑑み、
 - ・ 必要な授業時数を上回って実施されている授業の英語への振替え、
 - ・ 中学校の英語教員も含めた教員配置の見直し、
 - ・ 外国語指導助手（ALT）等の外部人材の活用やそのための特別免許状制度の見直し、といったことを通じて、対応していくべきである。

- 教員の業務の見直しについては、下記のとおり対応する方針。
 - ・ 教育委員会等からの事務・調査の厳選と合理化については、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（31 年 1 月中教審答申）において、文部科学省からの調査に加えて教育委員会において学校への調査・照会について対象や頻度等の精査や項目の重複排除等を行うとともに、その調査等について今後は事務職員等が中心となって回答することを明確化することとした。
 - ・ 部活動については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（30 年 3 月スポーツ庁）及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（30 年 12 月文化庁）において、部活動の適切な運営のための体制整備や、適切な活動時間や休養日についての明確な基準の設定、各種団体主催の大会の在り方の見直し等が盛り込まれた。

また、部活動指導員の配置を拡充（4,500 人→9,000 人）することとするが、単なる配置にとどまることなく、適切な練習時間や休養日の設定など、部活動の適正化を進めている自治体を対象とする仕組みを導入することにより、部活動の縮減につながるよう、予算の使い方を改善した。
- 教職員定数について、少子化や学校統廃合の進展を適切に反映するほか、加配定数の合理化による既存定数の見直しを図ることとした（▲4,326 人）。学習指導要領改訂に伴う英語の授業時数の増加に関しては、現在、必要な授業時数を上回って実施している学校について、英語授業への振替えを前提とし配置の対象外とするなど、必要人数を精査した上で、英語専科指導に係る

	<p>加配定数を措置（+1,000人）することとした。</p> <p>その際、英語専科指導教員については、単なる加配にとどまることなく、小学校教諭の新規採用者のうち、一定以上の英語力を有する者の割合が50%以上（中学校教諭に求められる水準として教育振興基本計画に定められた割合と同水準）である都道府県等に加配を行う仕組みを導入することにより、教員全体の質の向上につながるよう、予算の使い方を改善した。</p>
<p>【国立大学法人運営費交付金】</p> <p>○ 社会のニーズに応じた教育水準・グローバルレベルで通用する研究水準の確保のために実効性のある運営費交付金の配分において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各大学共通で、厳選されたアウトカム指標、すなわち、教育面では例えば就職率・進学率など、研究面では教員1人当たりトップ10%論文数・若手教員比率・外部資金獲得額などの指標を設定し、この指標に基づき相対評価かつ厳密な第三者評価を実施する、 ・ 評価に基づいて配分する額を運営費交付金のまずは10%程度、1,000億円程度にまで拡大する、 <p>といった改善を行うべきである。</p>	<p>○ 平成31年度予算においては、評価に基づく配分の対象額を1,000億円まで拡大することとした。このうち、①700億円については教育・研究の成果に係る客観的な共通指標等（※）による評価に基づき配分し、②300億円については重点支援評価に基づき配分することとした。</p> <p>（※）具体的な指標は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計マネジメント改革の推進状況 ・ 教員一人当たり外部資金獲得実績 ・ 若手研究者比率 ・ 運営費交付金等コスト当たりトップ10%論文数（試行） ・ 人事給与・施設マネジメント改革の推進状況 <p>○ 平成32年度以降、②の配分からの振替え等により対象額（配分割合）を700億円から拡大するとともに、傾斜（変動幅）を拡大することとした。</p> <p>また、教育・研究の成果に係る指標については、平成31年度においては試行導入とし、平成31年夏頃までに、教育研究や学問分野ごとの特性を反映した客観・共通指標及び評価について検討し、検討結果を平成32年度以降の適用に活用することとした。</p>
<p>【科学技術】</p> <p>○ 日本の研究開発費が主要先進国と比べて遜色のない水準であるにもかかわらず、科学技術・学術政策研究所の分析によれば、「国際的に注目を集め</p>	<p>○ 若手研究者への支援については、評価に基づき配分する科研費について、その他種目から若手研究者向け種目に資金を大幅にシフトさせ、予算</p>

<p>る研究領域」への参画数が少なく、かつ、1領域当たりの論文数も少ない。この背景には、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な研究者が新たな領域への参画に対する大学の硬直性を指摘していること、 ・ トップリサーチャーの約5割が40歳未満の若手層であるにもかかわらず、大学のポストや研究費の配分がシニア層に偏っている実態などがある。 <p>これらを見ると、資源が必ずしも若手や新たな研究領域に振り向けられておらず、新陳代謝が十分でない現状があるものと考えられる。</p> <p>○ 民間企業が自己資金で実施することが可能と考えられる分野に公費投入するのではなく、寄付税制も活用しながら、民間企業が大学や公的研究機関の知恵やノウハウに対して資金投入することで、研究開発の生産性の向上や、社会のニーズにあった研究開発の充実につながっていくことが期待される。</p>	<p>全体としても増額（対前年+86億円）。大型研究種目についても、若手研究者の応募・採択が促進されるような仕組みを、31年度にかけて検討していく予定。</p> <p>○ 産業界からの活用も期待される次世代放射光施設については、民間企業等や地元の負担を得て整備することとし、整備着手は民間企業等からの加入金の全額のコミットメントを確実に得たことを確認した上で、認める仕組みとしている。</p> <p>○ 材料の社会実装に向けたプロセスサイエンス構築事業（新規事業）について、マッチングファンド方式を導入し、民間企業からの支援が所定の水準に達しない場合は、国としての支援を打ち切る（ステージゲート）といった明確な制度設計を行い、民間企業からの適切な資源提供を促進。</p>
<p>【私学助成】</p> <p>○ 少子化が進む中で、私立大学の定員は増加してきている。一方で、私立大学のうち4割が定員割れとなっており、相当数の学校法人が経営に問題を抱えているとされている。そうした中、高等教育の質を高めていく観点から、経営困難な大学法人等に対しては、教育活動資金収支差額・経常収支差額や、外部負債の残高等に応じて、必要な指導を行うとともに、私学助成については、教育の質に応じたメリハリ付けを行い、定員割れや赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額を強化すべきである。</p> <p>特に、大幅な定員割れ大学を含めてほとんどの大学が特別補助の対象とな</p>	<p>○ 文部科学省が実施する学校法人運営実態調査において、経営指導強化指標（①貸借対照表の「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス、②事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3か年の決算で連続マイナス）等を設定し、経営指導が必要と判断される学校法人（以下、「経営指導法人」という。）については、きめ細かい集中的な指導を行うなど、平成31年度から経営指導の充実を図ることとした。</p> <p>また、経営指導法人のうち、経営改善の実績が上がらなかったなどの一定の状況が確認される学校法人に対しては、部局の募集停止等の経営上の判断</p>

<p>っている実態を見れば、特別補助が教育の質の向上に実効性を有しているとは考えられない。大幅な定員割れ大学が国民の税負担によって救済されることがないよう、経営改善等がない法人は、特別補助等の助成対象から除外すべきである。あわせて、大学に通常期待される内容や大学が本来取り組むべき内容を要件としているものを助成することのないよう、厳しく精査すべきである。</p>	<p>をすることを盛り込んだ通知を行う予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般補助について、教育の質に応じたメリハリ付けについて、客観的指標による調整を平成30年度に先行導入。平成31年度からアウトカム指標も含めた指標を導入することとした。定員割れ大学等について、定員未充足による調整計数を強化することとした。 ○ また、特別補助について、経営指導法人は、特別補助等の助成対象から除外する予定。あわせて、特別補助のうち社会人の組織的な受入れについて、受け入れ人数に応じて補助する仕組みを段階的に廃止することとした。
<p>4. 社会資本整備</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今般の大規模災害を踏まえると、防災・減災対策の「質」の改善として、国と地方公共団体の更なる連携が必要な防災・減災対策など、優先的に取り組むべき事業については、従来の交付金による支援から、国の個別補助による計画的・集中的な支援に切り出していくことについて検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近年の大規模災害を踏まえ、地方公共団体が優先的に取り組むべき防災・減災対策事業については、交付金による支援を削減する一方で、個別補助による計画的・集中的な支援に切り替え（1,500億円）。例えば、直轄事業と連携することで一体的な効果を発揮する水害・土砂災害対策等を支援。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の防災・安全交付金の改善策として、配分に当たっては、各種法律の規制の適用といったソフト対策の実施状況を重点配分の要件にするなど、地方公共団体がソフト対策を加速するインセンティブを高める方策を検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災・安全交付金において、地方公共団体による対応のインセンティブを高める方策として、ソフト対策（想定最大規模に対応した洪水浸水想定区域図の作成など）や、長寿命化計画等に基づく河川の維持管理（地方単独事業）と併せて実施する交付金事業に対して、重点配分する仕組みを導入。
<ul style="list-style-type: none"> ○ インバウンド増加や空港コンセッションの進展により、空港整備勘定の自主財源が増加傾向にある。今後、更なる自主財源の充実に取り組むことが重要であり、空港整備勘定の独立採算化を早期に実現すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空港コンセッションの進展等により、空港整備勘定の自主財源が充実傾向にある点を踏まえ、一般会計から空港整備勘定への繰り入れを効率化（▲25億円）。
<p>5. 農林水産</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 米政策について、水田活用の直接支払交付金が農家の作物選択に大きな歪みを与えるものとなっていることから、交付金の政策目的を再考するとともに、交付金の制度設計の在り方を検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水田活用の直接支払交付金については、野菜などの高収益作物への転換が促進されるようインセンティブ措置を導入。他方で、交付金の基本的な制度設計の在り方については、今後も引き続き検討。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地中間管理機構による農地の集積・集約化を支援する協力金の在り方について、農地集積に対するインセンティブが薄い農地の出し手への支援か 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地の集積・集約化を支援する協力金の単価を見直し、出し手から農地を集めるための協力金から、受け手の生産性向上を支援するための協力金

<p>ら、集約化する地域の農業の支援（農地の受け手への支援）に軸足を移すべき。また、具体的な農地の集積・集約化計画を策定することを協力金交付の要件とすべき。</p>	<p>に重点化。その際、農地の集約・集積化計画を含む人・農地プランの策定を協力金交付の要件化。</p>
<p>○ 漁業の構造改革や生産性向上に資する取組に予算を重点化することで、漁獲量を抑制しつつも収益が確保できるような自立した漁業の確立を支援するべきである。</p>	<p>○ 科学的な資源調査・評価の充実等による漁獲量管理の強化や高性能漁船の導入等による漁業の生産性向上を重点的に支援することで水産改革を後押し。</p>
<p>6. エネルギー・環境</p>	
<p>省エネ設備等の導入支援や再生可能エネルギーなどの新技術の実証・研究開発、石油・天然ガスの権益獲得や石油備蓄などの資源関連政策の歳出が増加しており、それぞれの政策目的に照らし、その歳出が合理的かつ効率的であるかどうか、各省間で重複がないかどうか、精査することが必要である。</p> <p>○ FIT 制度における未稼働案件を整理するとともに、賦課金の負担を抑制していくために FIT 制度の抜本的な見直しを行うべきである。</p> <p>○ FIT 制度の賦課金については、引き続き国費に頼らないよう取り組んでいくとともに、対象となる事業者を含めた制度の在り方・妥当性について見直しを行うべきである。</p> <p>○ FIT 制度の導入以後、制度の運営に係る事務量が増大し、運用業務委託費が急増しているが、抜本的な制度運営の合理化・効率化が喫緊の課題である。</p> <p>○ 温暖化対策税という財源ができたことで不要不急の歳出増が行われていないかどうか、各事業の必要性・有効性・効率性等について検証しなければならない。</p> <p>○ 革新的技術の開発・普及に加えて、これまでの省エネルギー関連の歳出予算の効果を十分に検証し、省エネ法の規制的手法との組み合わせで重点化を図っていく必要がある。</p> <p>○ 我が国のエネルギー関連の研究開発関係予算は、GDP 比や研究開発予算全体に占める割合で諸外国と比較すると、突出して大きくなっており、各事業</p>	<p>○ 経産省において、太陽光の未稼働案件への対応を進めるとともに、FIT 法に基づく抜本的な見直しに取り組むこととしている。</p> <p>○ 賦課金減免制度にかかる国費の縮減（^⑩当初 155 億円→^⑪当初 82 億円）。</p> <p>○ FIT 制度の事務運営を合理化・効率化し、運用業務委託費について申請件数の増加に対応（^⑩当初 17 億円・^⑪要求 44 億円→^⑫当初 26 億円）。</p> <p>○ 各事業の必要性・有効性・効率性等を検証し、水素関連の事業に重点化するなどメリハリ付けを実施（エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定の歳出：^⑩当初 5,966 億円→^⑪当初 5,469 億円）。※臨時・特別の措置除く</p> <p>○ 省エネ設備投資の補助金について、省エネ法で新たに評価されることとなった企業間連携の取組を補助対象とし規制的手法との組み合わせによる重点化を図るなど省エネルギー関連予算の合理化・効率化を実施した。</p> <p>○ 再エネ・省エネ関連の研究開発予算について、太陽光発電の技術開発の対象を絞り込む（^⑩当初 54 億円→^⑪当初 34 億円）など、合理化・効率化</p>

<p>の必要性・有効性・効率性等について検証する必要がある。</p> <p>○ JOGMEC をはじめとした資源開発については、民業補完の観点なども踏まえ真に必要な案件に重点化を図っていく必要がある</p>	<p>を徹底した。</p> <p>○ 平成 30 年度における投資案件の進捗を踏まえ、JOGMEC への出資金について対象を絞り込むとともに（⑩当初 414 億円→⑪当初 370 億円）、石油・天然ガスの探査事業について民間企業の資金を活用する等、資源開発関連の政策について合理化・効率化を徹底した。</p>
<p>○ エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定においては、電源開発促進税収が伸びない中で、原子力関係の財政需要に対応する必要がある、徹底した歳出合理化等に取り組む必要がある。</p>	<p>○ 原子力関係の財政需要に対応するとともに、徹底した歳出合理化を実施（エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の歳出：⑩当初 1,770 億円→⑪当初 1,705 億円（▲65 億円））。</p>
<p>○ 廃棄物処理施設については、更新及び維持管理に係るトータルコストを縮減する観点から、施設の広域化・集約化、PFI 等の民間活用、廃棄物エネルギー活用の徹底を図るべき。また、一般廃棄物処理会計基準の導入や廃棄物処理の有料化等を通じて、行政コスト収支の透明化・運営効率化や廃棄物の減量化を一層促進すべき。</p>	<p>○ 一般会計（循環型社会形成推進交付金）の活用にあたって、①施設の広域化・集約化、②PFI 等の民間活用、③一般廃棄物会計基準の導入、④廃棄物処理の有料化について検討することを交付要件とし、こうした取組を行う市町村等を重点的に支援。また、エネルギー対策特別会計の活用を通じて、廃棄物エネルギー活用を一層促進。</p>
<p>7. 中小企業</p>	
<p>○ 中小企業向けの補助金は、中小企業政策の課題を踏まえつつ、公平・公正な競争環境の確保やモラルハザードの防止の観点から不断の見直しを行うとともに、中小企業セクター全体への波及効果が大きく、生産性の向上や新陳代謝の促進につながるような分野・対象に重点化していくべき。</p>	<p>○ 中小企業向けの補助金について、中小企業等の担い手確保、生産性向上等に重点化するとともに、補助率のメリハリ付けを強化。</p>
<p>○ 日本政策金融公庫の中小企業向け融資に適用される特別利率（基準金利から一定利率を引き下げた利率）については、超低金利の状況が続く中で、政策誘導の効果を踏まえた適用の在り方等について検討する必要がある。</p>	<p>○ 平成 32 年度からの実施を目指し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別利率の適用について、政策誘導の必要性に応じてより深掘りする仕組みとすること ・ 超低金利の状況が続いていることを踏まえ、特別利率の種類に応じた下限を設定すること <p>を検討。</p>

8. 出入国在留管理・治安関係	
<p>○ 先進技術を活用した費用対効果の高い取組等により効率的な行政を実現するとともに、出入国在留管理のための財源の確保も検討しながら、増大する行政需要に適切に対応する必要がある。</p>	<p>○ 出入国在留管理については、定員の振替も含めて出入国在留管理庁の体制を整備するとともに、国際観光旅客税財源（70.6億円）を活用し、先進技術を用いた顔認証ゲートの導入の拡大や、個人識別情報システムの導入等を実現。</p>
<p>○ 治安については、平成31～32年度（2019～2020年度）に、G20大阪サミット、皇位継承、平成32年（2020年）東京オリンピック・パラリンピック競技大会等が開催される予定であり、良好な治安の確保やテロの未然防止等のための警備体制の徹底などが必要である。既存のリソースを最大限効率的に活用しながら対応する必要がある。</p>	<p>○ 治安については、警察全体のリソースを機動的に活用することを含め効率化を進めるとともに、良好な治安確保やテロの未然防止等のため、遠隔操作式の爆弾テロ対策用資機材や最新のサイバー攻撃対策・情報技術解析用資機材の整備など、警備体制の充実・強化を推進。</p>
9. 外交関係	
<p>○ 資金ひっ迫を引き起こした JICA は予算執行管理を徹底するとともに、外務省も契約可能額や政策的重要性を踏まえて技術協力案件を選定すべき。</p>	<p>○ JICA においては、「予算執行管理に関する諮問委員会 最終報告書」（2018年12月公表）を踏まえ、後年度負担額の適切な把握、事業計画と支出実績の組織横断的なモニタリング等を含む各種改善策を順次実施。</p> <p>また、外務省においては、2019年度から、開発協力重点方針等において重点事項の選択と集中を進め、一層きめ細かい案件の優先順位付けや JICA との連携に取り組む。</p>
<p>○ 国際機関等への拠出金については、外務省が行う評価結果を更に開示し、支出の重点化を図るべき。</p>	<p>○ 「国際機関等に対する評価」（外務省実施）における評価項目ごとの評価結果の更なる開示等については、引き続きの検討課題。</p> <p>○ 国際機関等への拠出金の重点化については、国際機関等への邦人職員の増強等に関する拠出金に重点的に措置（国際機関職員派遣信託基金（JPO）拠出金（+3.5%）、国際機関幹部職員増強拠出金（+14%））。</p>

10. 防衛	
<p>○ 防衛関係費を含む非社会保障関係費については、「骨太 2018」において、「これまでの歳出改革の取組を継続する」とされている。次期中期防期間中の防衛関係費については、こうした基本方針を踏まえた上で、他の主要経費との釣合を見極めつつ、財政の持続可能性を勘案したものにすることが不可欠である。</p>	<p>○ 新中期防においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防衛力整備の水準に係る金額は、平成 30 年度価格でおおむね 27 兆 4,700 億円程度を目標 ・ 防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底することなどによって実質的な財源を確保することとし、各年度の予算編成に伴う防衛関係費は、おおむね 25 兆 5,000 億円程度を目標とすることを規定。 <p>○ 平成 31 年度の防衛関係費のうち中期防対象経費については、新中期防を踏まえ、実質+1.1%の伸びを確保し、消費税影響分も含め、5 兆 70 億円を計上。 (SAC0・米軍再編等を含む防衛関係費全体では対前年比+1.3% (+663 億円) となる 5 兆 2,574 億円を計上)</p>
<p>○ 現中期防の期間においては、それ以前と比べて新規後年度負担が大きく増加した。その結果、後年度の予算の一層の硬直化や歳出規模の増大を招きかねない状況となっている。このため、防衛関係費を適切にマネージしていく観点から、次期中期防においては、新規後年度負担について歯止めをかけていく必要がある。</p>	<p>○ 新中期防においては、「新たに必要となる事業に係る契約額（物件費）は、平成 30 年度価格でおおむね 17 兆 1,700 億円程度の枠内とし、後年度負担について適切に管理する」ことを規定。</p>
<p>○ 次期中期防については、国民に対する説明責任を果たすためにも、装備品の計画単価を明示した上で、ライフサイクルを通じたプロジェクト管理等によりこれを遵守するとともに、企業側にもコスト削減努力を促しながら価格低減を図っていくべきである。</p>	<p>○ 新中期防の別表に記載されている主要装備品の単価について、防衛省より公表（平成 31 年 1 月 8 日）を実施。</p>

○ 次期中期防の期間においては、当審議会が指摘してきたこれらの事項に加え、以下で述べるような装備品調達における発注者側（防衛省）と受注者側（防衛産業）の改革を通じて、現中期防を上回る1兆円以上の合理化効果を目指すべきである⁹⁴。

⁹⁴防衛装備庁発足（平成27年（2015年）10月）後、本格的に予算編成を行った平成29年度（2017年度）及び平成30年度（2018年度）においては、年2,000億円程度の合理化効果を出している。これを5年間継続した場合の合理化効果は、現中期防の期間で達成した7,700億円程度を上回り、少なくとも1兆円となる。

○ 新中期防においては、「国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底し、重要度の低下した装備品の運用停止や費用対効果の低いプロジェクトの見直し、徹底したコスト管理・抑制や長期契約を含む装備品の効率的な取得などの装備調達の最適化及びその他の収入の確保などを通じて実質的な財源確保を図る」ことを規定。

○ 31年度予算編成においては、長期契約の効果的活用、民生品の使用、原価の精査等の装備調達の最適化に加え、費用対効果の低いプロジェクトの見直しを行った結果、4,159億円の効率化・合理化を実現。

（参考）4,159億円の効率化・合理化の内訳

- ①長期契約の活用（国庫債務負担行為の年限延長の継続）（356億円）
- ②維持・整備方法の見直し（153億円）
- ③民生品の使用・仕様の見直し（338億円）
- ④装備品のまとめ買い（163億円）
- ⑤原価の精査等（1,129億円）
- ⑥費用対効果の低いプロジェクトの見直し（2,020億円）